

各県立学校長 様

教職員・福利課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長

### 営利企業への従事等及び兼職・兼業の手続きについて（通知）

高知県教育委員会では、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に向けた取組を進めているところです。

この度、教職員が、地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合の取扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせします。

また、地方公務員においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項により、営利企業への従事等（以下、「営利企業従事等」という。）が制限されており、任命権者が許可を与えた場合に従事することができるとされています。

今般の人口減少による担い手不足などの社会情勢の変化や、教職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりなどを踏まえ、教職員の営利企業従事等についての取扱いについても定めましたので、併せてお知らせします。

各学校長におかれましては、所属の教職員へ周知し、適切な事務手続き等を行っていただくようお願いいたします。

記

#### 第1 教職員が地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合

##### 1 対象者

教職員（教育公務員・その他の職員）

##### 2 許可の対象

教職員が、地方公務員法第38条による営利企業従事等又は教育公務員特例法第17条による教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事する場合（以下、「兼職・兼業」という。）の規定により、地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合

##### 3 営利企業従事等又は兼職・兼業の申請

- （1）営利企業従事等又は兼職・兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下、第1において「申請者」という。）は、県立学校職員服務規程（平成4年12月24日教育委員会訓令第6号。以下「服務規程」という。）第15条又は第16条の規定により、申請書（服務規程別記第8号様式の2又は第9号様式の2）及

び申請書に記載のある添付書類を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて高等学校課又は特別支援教育課（以下、「人事主管課」という。）に提出すること。

(2) 学校長は、申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次項に規定する許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に副申書（様式1）を添付して、人事主管課に提出すること。

#### 4 営利企業従事等又は兼職・兼業の許可

(1) 人事主管課は、申請及び副申があった場合には、その内容を精査し、次のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた許可を行う。

ア 申請が、申請者の意思に反して行われていること。

イ 営利企業従事等又は兼職・兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること。

ウ 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。以下、同じ。）が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること。

エ 営利企業従事等又は兼職・兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること。

オ 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること。

カ その他人事主管課が営利企業従事等又は兼職・兼業を許可することが適当でないと認める事情があること。

(2) 人事主管課は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式2）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

#### 5 実績報告

(1) 営利企業従事等又は兼職・兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する申請者は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式3）を学校長に提出すること。

(2) 学校長は、申請者が心身の健康の確保に支障を来すことがないよう、申請者の学校における勤務時間（教師の場合は在校等時間）と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該申請者の健康管理を図ること。

#### 6 申請内容の変更等

(1) 申請者は、営利企業従事等又は兼職・兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて人事主管課に届け出ること。

(2) 申請者は、営利企業従事等又は兼職・兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて3に基づく申請を行うこと。

#### 7 許可の取消し

人事主管課は、次のいずれかに該当する場合には、営利企業従事等又は兼職・兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 4に規定する営利企業従事等又は兼職・兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 申請者から営利企業従事等又は兼職・兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他人事主管課長が特に必要と認める場合

## 第2 教育公務員が兼職・兼業を行う場合

### 1 対象者

教育公務員

### 2 許可の対象

教育公務員が、兼職・兼業（第1による地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合を除く）を行う場合

### 3 兼職・兼業の申請

- (1) 兼職・兼業を希望する教育公務員（以下、第2において「兼職・兼業申請者」という。）は、服務規程第16条の規定により、申請書（服務規程第9号様式）及び申請書に記載のある添付書類を、学校長を通じて人事主管課に提出すること。
- (2) 学校長は、申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次項に規定する許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に副申書（様式4）を添付して、人事主管課に提出すること。

### 4 兼職・兼業の許可

- (1) 人事主管課は、申請及び副申があった場合には、その内容を精査し、次のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた許可を行う。
  - ア 申請が、兼職・兼業申請者の意思に反して行われていること。
  - イ 兼職・兼業により、兼職・兼業申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること。
  - ウ 兼職・兼業申請者の時間外労働時間が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること。
  - エ 兼職・兼業により、兼職・兼業申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること。
  - オ 兼職・兼業申請者が従事しようとする業務内容が、学校又は教育公務員への信用失墜につながるおそれがあること。
  - カ その他人事主管課が兼職・兼業を許可することが適当でないとする事情があること。
- (2) 人事主管課は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式5）により学校長を通じて兼職・兼業申請者に許可の通知を行う。

### 5 実績報告

- (1) 兼職・兼業の許可を受け、兼職・兼業先の業務に従事する兼職・兼業申請者は、当該業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、兼職・兼業従事時間報告書（様式6）を学校長に提出すること。ただし、あらかじめ定められた短期間内で従事することが決まっており、それをもって従事終了となる等、人事主管課長が認める場合は、兼職・兼業従事

時間報告書の提出は不要とする。

- (2) 学校長は、兼職・兼業申請者が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職・兼業申請者の学校における在校等時間と兼職・兼業先における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職・兼業申請者の健康管理を図ること。

#### 6 申請内容の変更等

- (1) 兼職・兼業申請者は、兼職・兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて人事主管課に届け出ること。
- (2) 兼職・兼業申請者は、兼職・兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて3に基づく申請を行うこと。

#### 7 許可の取消し

人事主管課は、次のいずれかに該当する場合には、兼職・兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 4に規定する兼職・兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 兼職・兼業申請者から兼職・兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他人事主管課長が特に必要と認める場合

### 第3 教職員が営利企業従事等の業務に従事する場合

#### 1 対象者

教職員（第1による地域クラブ活動における指導等の業務に従事する者及び第2による兼職・兼業を行う者を除く。以下、第3において同じ。）

#### 2 営利企業従事等の許可

##### (1) 審査基準

高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第2項に基づく営利企業従事等の許可について、次のアからウまでの全てを満たすものは、原則として許可するものとする。

- ア 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと。
- イ 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと。
- ウ 教職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。

##### (2) 許可の対象

- ア 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、又は自ら営利企業を営むこと（以下「自営兼業」という。）
- イ 報酬を得て事業又は事務に従事すること。

- (3) (1)イの「相反する利害関係」とは、現在の職務と営利企業従事等先との間における許認可、補助金の交付、物品の購入契約等の特殊な関係をいう。

- (4) (1)ウの「教職員及び職務の品位を損ねるもの」とは、法令に反する行為や、公務員としてふさわしくない行為をいう。

#### 3 許可条件

- (1) 営利企業従事等時間の上限は、第1又は第2により任命権者の許可を受けて営利企業従事等又は兼職・兼業に従事する時間を含めて以下のとおりとし、いずれも超過し

ないこと。なお、やむを得ない事情により超過が見込まれる場合は、事前に人事主管課へ協議すること。

ア 勤務時間が割り振られた日において1日3時間

年次有給休暇、特別休暇その他の休暇を取得した日であっても、勤務時間が割り振られた日であることから、1日3時間を上限とする。ただし、育児休業等の期間については、勤務時間が割り振られた日ではないことから、この限りではない。

イ 週8時間

ウ 月30時間

エ 学校における時間外勤務と合計して月60時間

(2) (1)の規定にかかわらず、自営兼業は兼業時間の上限は設けない。ただし、2(1)アに反することのない範囲で活動すること。

(3) 年次有給休暇や特別休暇を取得した日であっても、勤務が割り振られた時間帯での営利企業従事等はしないこと。

#### 4 許可手続

##### (1) 許可申請

営利企業従事等の申請は、服務規程第15条の規定により申請書（服務規程別記第8号様式）及び別紙「チェックリスト」により、学校において次に掲げる事項を確認のうえ、営利企業従事等を開始しようとする日の2週間前までに学校を経由して人事主管課へ行うこと。

ア 業務の繁忙及び教職員本人の体調等を勘案し、職務の遂行に支障がないこと。

イ 自営兼業の場合、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがない範囲であること。

ウ 営利企業従事等先の営利企業が教職員の勤務する機関と相反する利害関係にないこと。

エ 自営兼業の場合、その顧客（クライアント）等が教職員の勤務する機関と相反する利害関係にないこと。

なお、後述5により規則第3条第1項の「自ら営利企業を営むこと」に該当しないと認められるものについては、許可申請は不要とする。

##### (2) 実績報告

ア 営利企業従事等を行った教職員は、別記様式8「実績報告書」を翌月5日までに学校へ提出すること。学校長は、提出された実績報告書により、営利企業従事等の内容や時間数を確認するとともに、営利企業従事等による心身の著しい疲労等により、職務遂行上、能率に低下を来していないかなど教職員の状況を把握すること。

イ ただし、下の表に示す場合については実績報告書の提出は不要とする。

	類型	不要となる場合	不要となる兼業の例
1	営利企業の役員等の地位を兼ねる場合	すべて不要	—
2	自ら営利企業を営む場合	職務との利害関係を生じる可能性が低いと認められる事業を営む場合は不要	(例) 農業等の一次産業、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売など
3	報酬を得て事業又は事務に従事する場合	決まった期間内で従事することがあらかじめ決まっており、それをもって従事終了となる場合は不要	(例) 技能検定委員など

ウ 実績報告書の人事主管課への提出は原則不要であるが、2及び3に示す審査基準等に適合しなくなった場合は許可を取り消すことがあるため、学校長は、審査基準等に反する事実があると認められる場合は、速やかに人事主管課へ報告を行うこと。

(3) 人事異動等により職務内容に変化が生じた場合

許可を受けた教職員が人事異動等により職務と営利企業従事等先の団体、事業又は事務との関係に変化が生じた場合などは、再度、(1)の規定により許可申請を行うこと。ただし、下の表に示す場合については対象外とする。

	類型	不要となる場合	不要となる兼業の例
1	自ら営利企業を営む場合	職務との利害関係を生じる可能性が低いと認められる事業を営む場合は不要	(例) 農業等の一次産業、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売など
2	報酬を得て事業又は事務に従事する場合	決まった期間内で従事することがあらかじめ決まっており、それをもって従事終了となる場合は不要	(例) 技能検定委員など

5 教職員自らが営利企業を営む場合の取扱いについて

規則第3条第1項に規定する「自ら営利企業を営むこと」とは、教職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいうものであり、名義が他人であっても教職員本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

また、次に掲げる項目に該当する場合は、自ら営利企業を営むことに当たるものとして許可申請を要する。

(1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては、大規模に経営され客観的に営利を主目的とするものと判断されるとき

(2) 不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次のいずれかに該当するとき

ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

(イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

(ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

(エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

(オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車台数が10台以上であること。

ウ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 太陽光電気の販売にあつては、その販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるとき

#### 第4 営利企業従事等又は兼職・兼業に係る留意事項

第1から第3までにより営利企業従事等又は兼職・兼業に従事する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 営利企業従事等又は兼職・兼業は、あくまでも、職務専念義務が課せられていない勤務時間外における教職員の自発的な活動であり、教職員の意に反した動員的な運用は行わないこと。
- (2) 教職員としての業務と営利企業従事等先又は兼職・兼業先の業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校において特例業務等緊急性の高い用務が発生した場合は、公務を優先すること。また、その可能性があることを営利企業従事等先又は兼職・兼業先に伝え、理解を得ておくこと。
- (4) 営利企業従事等又は兼職・兼業を理由に、業務上必要な指示命令を拒否することはできないこと。
- (5) 許可を受けた教職員が病気休暇を取得する場合は、療養に専念し、ただちに営利企業従事等又は兼職・兼業を停止すること。
- (6) 教職員と営利企業従事等先又は兼職・兼業先との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うこと。
- (7) 営利企業従事等先又は兼職・兼業先における勤務時間は、法定外労働となり、割増賃金となる可能性がある旨を営利企業従事等先又は兼職・兼業先に伝え調整しておくこと。
- (8) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。
- (9) 教職員は、営利企業従事等先又は兼職・兼業先における業務に従事した際の報酬等を受け取ることができること。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはできないこと。
- (10) 営利企業従事等又は兼職・兼業において得た報酬等について、確定申告等の必要な手続きを遺漏なく行うこと。
- (11) 休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で営利企業従事等先又は兼職・兼業先の業務に従事する場合は、営利企業従事等又は兼職・兼業の申請は要しないこと。
- (12) 営利企業従事等又は兼職・兼業に係る許可申請は、原則として年度毎に行うこと。ただし、第3の4(3)のただし書きに該当する場合は、この限りではない。
- (13) 会計年度任用職員（パートタイム）の教職員は、従来どおり届出によること。

高知県教育委員会事務局

【本通知に関すること】

教職員・福利課人事企画担当

電話：088-821-4903

【許可手続について】

高等学校課人事担当

電話：088-821-4852

【地域クラブ活動について】

保健体育課部活動改革担当

電話：088-821-4751

【分類番号】02-03-9999

## 県立学校職員の営利企業従事等、兼職・兼業に係る通知概要

### 地域クラブ活動における指導等業務【通知第1】

対象者：教育公務員（教諭等）、その他の教職員（事務職員等）

許可根拠：教育公務員（教特法第17条・兼職・兼業）

その他の教職員（地公法第38条・営利企業従事）

勤務時間上限：時間外勤務が本務と合算して月100時間未満、複数月平均80時間以内

実績報告：毎月必要

申請期間：年度毎に申請。年度途中で人事異動があれば改めて申請

### 地域クラブ活動以外での兼職・兼業【通知第2】

対象者：教育公務員（教諭等）

対象業務・根拠：教育に関する業務（教特法第17条）

高知県進学協議会主催の大学進学講座講師、校内PTA主催の進学補習講座講師 等  
勤務時間上限：時間外勤務が本務と合算して月100時間未満、複数月平均80時間以内

実績報告：毎月必要。特定のもの（検定試験の監督官等）は除く

申請期間：年度毎に申請。年度途中で人事異動があれば改めて申請

### その他の営利企業従事等【通知第3】

対象者：教育公務員（教諭等）、その他の教職員（事務職員等）

対象業務・根拠：営利企業従事（地公法第38条）

民間業者主催の全国模試の監督・採点等、販売目的の著作物執筆 等

勤務時間上限：1日3時間、週8時間、月30時間、本務の時間外と合算して月60時間

実績報告：毎月必要。特定のもの（農業等）は除く

申請期間：年度毎に申請。年度途中で人事異動があれば改めて申請。特定のもの（農業等）は除く

※手続き等の詳細は、「営利企業への従事等及び兼職・兼業の手続きについて」（令和8年3月23日7高教福第1787号通知）を参照してください。

※兼職・兼業の対象となる教育に関する業務（教特法第17条）と営利企業従事等（地公法第38条）の対象となる業務の具体的な内容等については、「営利企業等従事許可申請等の手続について」（平成19年3月26日付け高等学校課長・特別支援教育課長事務連絡）を参照してください。

## 営利企業従事等、兼職・兼業許可Q & A

問1 これまで受けた許可の取り扱いはどうなるのか。

答 今回の通知の発出以前に受けた許可については、従前どおり許可が継続するものとして取り扱います。実績報告書等の提出は不要としますが、制度の信頼を損ねないよう本通知の趣旨を踏まえて営利企業従事等、兼職・兼業をお願いします。

また、営利企業従事等、兼職・兼業の申請は原則、年度毎に行う必要がありますので、新年度になったら改めて申請手続きを行って下さい。

問2 公務員としてふさわしくない行為とはどのようなものか。

答 例えば、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業に関する業務等が考えられます。

問3 人事異動等により職務内容に変化が生じた場合とは、人事異動以外にどのような場合が想定されるか。

答 人事異動によるもののほか、所属内において担当する業務が変わった場合も該当します。

改訂：令和8年3月23日

事務連絡  
平成19年3月26日

各県立学校長 様

高等学校課長  
特別支援教育課長

#### 営利企業等従事許可申請等の手続について

地方公務員は、報酬を得て他の事務事業に従事することなど営利企業等に従事することは地方公務員法第38条の規定により制限されています。

これら法により制限された行為を行おうとする時は、あらかじめ任命権者の許可を得なければなりません。制度の理解不足から手続もれとなった事例があります。

法令の適用関係及び手続は別紙のとおりですので、これを参考にして適切な事務処理を行うよう所属教職員に周知してください。

問い合わせ先

高等学校課人事班 鍋島

電話 088-821-4852

FAX 088-821-4547

## 別紙

### 営利企業等従事、兼職兼業及び講演・執筆承認申請について

#### I 基本関係

##### 1 根拠

営利企業等従事	地方公務員法 第38条 高知県立学校職員服務規程 第15条、同 別記第8号様式 <u>教育公務員以外の教職員(事務職員等)が地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合は別記第8-2号様式</u>
兼職・兼業	教育公務員特例法 第17条第1項 高知県立学校職員服務規程 第16条、同 別記第9号様式 <u>教育公務員が地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合は別記第9-2号様式</u>
講演・執筆	職員倫理規則第7条 「倫理規則の運用について」12 教総第633号(平12.12.28)通知 別記様式1

##### 2 種類

営利企業等従事	民間業者主催の全国模試の監督・採点等 各種検定試験 〃 工業高校長会主催の技能検定試験監督 建築士会依頼による建築士試験監理員 美容師美容師試験研修センター主催の実技試験審査員 〃 〃 試験時手話通訳 販売目的の著作物執筆 Jリーグ審判員 相続した小規模のアパート・駐車場等の不動産管理経営 遊技施設、ホテル、5棟以上の貸家、10室以上のアパート、機械式あるいは建築物駐車場、10台以上の駐車場、年額500万円以上収入の賃貸不動産等は「自ら営利企業を営むこと」となる(人事院規則14-8の運用について)。 <u>地域クラブ活動(教育公務員以外の教職員【事務職員等】)</u>
兼職・兼業	高知県進学協議会主催の大学進学講座講師 校内PTA主催の進学補習講座講師 大学・高専等の非常勤講師(少数回) 建築士会主催の建築士試験対策講座講師(行政実例による) <u>地域クラブ活動(教育公務員【教諭等】)</u>
執筆・講演	単行本の執筆 雑誌への掲載文 教科指導に関する講演 趣味の研究関連の講演 利害関係者から依頼された単発の執筆・講演 職員倫理規則第7条に基づく事前承認

利害関係者以外からの執筆・講演

多量、複数回、長期等の場合は、営利従事許可で対応金額が明らかに資料や交通費の実費相当額(かなり低額)と認められる場合は許可を要しない。但し勤務時間外。

(参考)

住職・神官

布施・寄進等は、一般的には宗教法人に対する非課税の「寄附」であり、住職・神官に対する「報酬」とは考えられていないので、許可の必要なし。事業収入と認められるような収入のあるときは、営利従事許可を要する。

個人営業権・会社役員職

名義のみの相続(家族等が実質経営)の場合も原則として認めない。

不可のもの

個人で経営あるいは報酬を受ける学習塾、生け花教室等  
化粧品・健康食品等の仲介で、代理店等としての報酬  
連鎖講方式販売における中間マネージャー等の収入(リベート・販売促進費等名目)

### 3 勤務時間

兼職・営利、講演・執筆いずれも原則として、休日又は勤務時間外であること。

営利企業従事等又は兼職・兼業は、あくまでも、職務専念義務が課せられていない勤務時間外における教職員の自発的な活動であり、教職員の意に反した動員的な運用は行わないこと。

例外的に、職務専念義務免除で対応の場合があり、このときは、「割かれる時間」が計上されるが、無報酬でなければならない。

平日の勤務時間帯である場合は、年次有給休暇で対応すること。

夏期休業期間中も、休日又は勤務時間外であること。

相続財産の管理は、時間外の従事に対応していると考えerことは可能。

### 4 報酬

社会常識程度の報酬であること。

高額の場合、職員倫理規則に抵触する場合が出てくる。

時間単価、原稿用紙当たり単価が算出可能であれば、これによって個別検討。

講演の場合、明らかに資料・交通実費程度であれば許可不要(上記2参考、参照)。

但し、利害関係者からの依頼によるものである場合は倫理規則による承認手続が必要。

## II 手続関係

### 1 事前承認

- ア 事業に従事する初日以前に承認を受ける必要がある。
- イ 承認事務に数日は要するので、余裕を持って申請すること。
- ウ 事業開始から相当の期日を経過した後の遡及申請などにならぬよう特に注意すること。
- エ 申請書の日付を事業開始日と同日としないこと。

### 2 承認頻度

- ア 原則として、毎年度承認。
- イ 相続財産経営は、例外として初回のみ承認。
- ウ 検定試験監督等は、事務簡素化のため、年度当初(4月初旬)に一括通年申請が望ましい。日程が未定でも、年間を通じて数回従事する場合、見込み時期記載で年間承認も可能。  
(例：19. 4. 6～20. 3. 31)

### 3 申請事務処理

- ア 校長の副申書に「休日・時間外等の事業で、学校運営上の支障がない」ことを明記。
- イ 通年申請する場合、具体的に日程や従事教員の特定ができなくても、可能性のある教員を網羅した申請で承認を受けることができる。
- ウ 申請書は代表教員1名が記名・押印し、「(その他別紙\*\*名)」と追記すること。その他の教員は、別紙名簿に記名・押印するのみでよい。
- エ 教員毎に従事試験等が異なる場合は、各人毎に備考欄へおよその試験区分を記載。営利従事で複数の報酬金額がある場合「〇〇円～〇〇円」の記載で可。従事期間や金額が未定の場合、およその金額等で「〇〇～〇〇」形式の記載で可。

### 4 実績報告

営利企業従事等先又は兼職・兼業先の業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、実績報告書を学校長に提出すること。  
※ただし、短期間や単発で従事するものは除く。

### 5 注意事項

- ア 姓名誤りが多い。  
崎と崎 高と高 濱と濱 など
- イ 教諭と期限付講師の肩書き誤りが散見される。
- ウ 4月5日頃に任命される期限付講師が参加した、4月1日付けの申請はありえない。
- エ 前後に婚姻等をした教員の、改姓時期と申請日の関係に注意。
- オ 押印抜かりは不可。印影の漢字が正しいか(崎と崎 高と高 など)。
- カ 押印箇所ずれ(他人の位置に押印)：本人が押印したのかと疑われる。
- キ 原則として、土日を申請日としないこと。
- ク 申請書と校長副申書は同日付けが望ましい。

地方公務員の営利企業等従事制限と許可・承認手続

<p>教育公務員特例法 第17条の認定</p>	<p>地方公務員法第38条により地方公務員が従事することを制限される行為</p>			<p>左以外</p>	
<p>教育に関する事業・事務</p>	<p>営利目的の会社その他の団体の役員</p>	<p>自ら営業</p>		<p>報酬を得て事業又は事務に従事</p>	
				<p>事業・事務</p>	<p>講演、原稿執筆、放送番組出演等</p>
<p>進学協進学講座講師 校内PTA主催進学補習講座講師 大学・高専等の非常勤講師(少数回) <u>地域クラブ活動</u> <u>(教育公務員【教諭等】)</u> など</p>	<p>株式会社の取締役、監査役 営利団体顧問 など</p>	<p>化粧品・健康食品の仲介、代理店 学習塾の経営 など</p>	<p>相続した小規模不動産の管理運営 (アパート、駐車場等) など</p>	<p>民間業者主催の全国模試の監督等 販売目的の著作物執筆 <u>地域クラブ活動</u> <u>(教育公務員以外の教職員【事務職員等】)</u> など</p>	<p>多量、長期等 <u>※少量及び短期間等での従事については、高知県職員倫理規則の取扱いとする</u> 謝金のみ 実費弁償としての 車代のみ 利害関係者から依頼された 単発のもの</p>



高知県職員倫理規則第7条の承認申請

第8号様式の2 (第15条関係)

営利企業従事等許可申請書 (地域クラブ活動)

年 月 日

高知県教育長 様

所 属  
職 名  
氏 名

下記のとおり地域クラブ活動への従事等をしたいので、許可されるよう申請します。

記

- 1 従事等をしようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称  
運営団体・実施主体：  
地域クラブ活動：
- 2 従事等をしようとする地域クラブ活動の内容
- 3 従事等をしようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容  
従事時間 時間/月当たり  
従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
従事内容
- 4 報酬の見込み額  
1時間・月・年当たり 円
- 5 添付書類  
地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書(案)の写し  
地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類  
地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類  
その他 ( )

第9号様式の2 (第16条関係)

兼職等認定申請書(地域クラブ活動)

年 月 日

高知県教育長 様

所 属  
職 名  
氏 名

下記のとおり地域クラブ活動の職(事業、事務)を兼ね(に従事し)たいので、本務の遂行に支障がないことを認定されるよう申請します。

記

- 1 兼職等をしようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称  
運営団体・実施主体：  
地域クラブ活動：
- 2 兼職等をしようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職等をしようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容  
従事時間 時間/月当たり  
従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
従事内容
- 4 報酬の見込み額  
1時間・月・年当たり 円
- 5 添付書類  
地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書(案)の写し  
地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類  
地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類  
その他 ( )

様式 1

年 月 日

高知県教育長 様

学校名  
学校長名

地域クラブ活動に係る営利企業従事等（兼職・兼業）許可副申書

別紙のとおり、下記の者から地域クラブ活動に係る営利企業従事等（兼職・兼業）の許可申請書及び添付書類の提出があり、許可の基準に該当すると考えますので、副申します。

記

営利企業従事等（兼職・兼業）を希望する教職員（教育公務員）の氏名

<備考>

(※必要に応じて記載)

様式2

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

人事主管課長

地域クラブ活動に係る営利企業従事等（兼職・兼業）許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る営利企業従事等（兼職・兼業）については、申請のとおり許可することとしましたので、通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)

学校長 様

学校名  
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（〇年〇月分）

年 月 日付けで許可のあった営利企業従事等（兼職・兼業）については、  
年 月に下記のとおり活動しましたので、報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 (※1)	時間	80時間以内であればチェック。→ <input type="checkbox"/> (※2)

(※1) ②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

(※2) 活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

第9号様式（第16条関係）

兼 職 等 認 定 申 請 書

年 月 日

高知県教育長 様

所 属  
職 名  
氏 名

下記のとおり教育に関する他の職（事業、事務）を兼ね（に従事し）たいので、本務の遂行に支障がないことを認定されるよう申請します。

記

- 1 教育職等の職務内容
- 2 兼職等の期間
- 3 兼職等のために割かれる勤務時間数
- 4 報酬金額
- 5 教育職等と学校との関係の有無
- 6 教育職等を兼ねる（に従事する）理由

注 参考となるものがあれば、添付すること。

様式 4

年 月 日

高知県教育長 様

学校名  
学校長名

兼職・兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から兼職等認定申請書及び添付書類の提出があり、兼職・兼業の許可の基準に該当すると考えますので、副申します。

記

兼職・兼業を希望する教育公務員の氏名

<備考>

(※必要に応じて記載)

様式 5

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

人事主管課長

兼職・兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった兼職・兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)

様式 6

年 月 日

学校長 様

学校名  
職・氏名

兼職・兼業従事時間報告書（〇年〇月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職・兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、報告します。

記

- ① 兼職・兼業先における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 (※1)	時間	80時間以内であればチェック。→ <input type="checkbox"/> (※2)

(※1) ②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

(※2) 活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

営利企業従事等許可申請書

年 月 日

高知県教育長 様

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり営利企業への従事等をしたいので、許可されるよう申請します。

記

- 1 事業等の内容
- 2 事業等に従事等をする期間
- 3 事業等のために割かれる勤務時間数
- 4 報酬金額
- 5 事業等と学校との関係の有無
- 6 事業等に従事等をする理由

注 参考となるものがあれば、添付すること。

別紙

営利企業への従事等に関するチェックリスト

基準 1(1)ア 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと

イ 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと

ウ 教職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと

基準	内容	申請者	所属長
ア	営利企業従事等先の勤務時間数は適切な範囲であるか。		
	勤務時間が割り振られた日において3時間以内であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	週8時間以内であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1箇月30時間以内であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	学校の時間外勤務と合計して月60時間以内であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営兼業の場合は、職務遂行上の能率が低下しないよう時間を調整できるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア	現在の業務内容や業務量に鑑み、兼業を行うことで現在の業務の遂行に支障が生じるおそれはないか。(支障があると判断される場合には許可を取り消すことがある)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ	現在の職務と営利企業従事等先(自営兼業の場合の顧客等を含む)との間に、免許、許認可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入、普及指導等の特殊な関係はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ	自所属と営利企業従事等先との間における契約関係の度合い(契約金額の規模や当該企業の売上額等の総額に占める契約金額の割合など)が密接ではないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ	職員の役職や個別の担当業務の権限等により、営利企業従事等先(自営兼業の場合の顧客等を含む)に対して影響力を行使できる状況でないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ	営利企業従事等先における業務内容が、自所属に対する折衝、または自所属からの情報収集を主とするものではないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ	報酬額等が社会通念上相当と認められる範囲であるか。(同種の業務と比べて著しく高くなっていないか、地方公務員としての地位を利用した不適正な報酬額となっていないか、等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ	営利企業従事等先の団体又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の不利益処分を受けたりしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ	営利企業従事等先の業務内容が公務員としての品位・信用を損ねるものでないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請者職・氏名 \_\_\_\_\_

確認日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

所属長職・氏名 \_\_\_\_\_

様式7

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

人事主管課長

営利企業従事等許可通知書

年 月 日付けで申請のあった営利企業従事等については、申請のとおり許可することとしましたので、通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)



## 実 績 報 告 書

年月日(曜日)	営利企業従事等先	従事した用務	勤務した時間		所属長 確認欄	備考
			(時)	(分)		
RO.O.O ( )	〇〇株式会社〇〇店	店舗における接客、品出し等のアルバイト	17:30 ～ 19:45	2 15	/	
RO.O.O ( )	〇〇株式会社	〇〇に関するコンサルティング業務	18:00 ～ 20:00	2	/	
RO.O.O ( )	同上		19:00 ～ 23:30	3 30	/	休憩 1・00 (20:00～21:00)
	月計			7 45	印 又は サイン	
	月計 (学校分含む)			28 0	印 又は サイン	時間外在校等 時間 20h15m
RO.O.O ( )			18:00 ～ 23:00		/	
	月計				印 又は サイン	
	月計 (学校分含む)				印 又は サイン	
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
所属		職		氏名	営利企業従事等先での勤務時間数は勤務時間が割り振られた日においては3時間以内、週8時間以内及び1 箇月30時間以内であること。学校の時間外勤務と合計して月60時間以内であること。	